

会 議 録

1 会議名

上越市大規模開発行為審議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 日本海水化工(株)産業廃棄物最終処分場の施行完了について（公開）

(2) 報告等（公開）

3 開催日時

平成26年10月27日（月）

午後2時30分から3時まで ※議事の前に現地視察を実施

4 開催場所

上越市役所 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：浅倉有子、蘆屋秀幸、五十嵐淳、石山忠雄、稲垣まち子、佐藤隆義、
中出文平、古澤和子、本田誠一、山縣耕太郎

・ 事 務 局：川上企画政策部長、南企画政策課長、大島副課長、唐澤庶務係長、渡辺主任

7 発言の内容（要旨）

○挨拶（川上企画政策部長）

- ・ 本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。
- ・ 当市では、市の土地利用に関する各種計画に沿った開発を誘導し、均衡ある発展及び良好な環境の保全に寄与することを目的に、一定規模以上の開発行為について、事業者にとの事前協議を義務付ける「上越市大規模開発行為の適正化に関する条例」を平成17年9月に制定した。
- ・ 条例制定の背景としては、過去に中山間地域において産業廃棄物処理施設の建設計画が持ち上がった際、市が開発予定者に対し直接指導を行う裁量権を持っていなかったことや、平成17年1月の市町村合併により、広大な中山間地を有することとなり、都市計画法の白地地域での開発行為を審査する法的な後ろ盾が必要となったことなどがある。

- ・当審議会は、この条例に基づき、市内における大規模開発行為に対して、関連する各分野の専門家の皆様からご意見をいただくために設置している。
- ・本日の議題のメイン「日本海水化工株式会社による産業廃棄物最終処分場」については、平成22年5月の審議会以降、4年半余りに渡り、審議会で議論いただいている案件であったが、本年9月末に、同社より設置工事の完了報告を受けた。
- ・本日はこの件に関し、後ほど詳しく説明させていただくほか、現地の確認も予定している。委員の皆様においては、忌憚の無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○現地視察趣旨説明（事務局）

- ・本日の会議は、この間、審議会において議論いただいていた「日本海水化工株式会社による産業廃棄物最終処分場の設置」の開発行為が、本年9月末に完了したことについて、審議会に報告するとともに、開発協定に規定された「適正な開発の履行を確認するための検査」の一環として、審議会の意見を伺う目的で開催した。
- ・工事の概要とこれまでの経過について説明する。資料1「日本海水化工(株) 産業廃棄物最終処分場施行の概要」を参照いただきたい。
- ・工事は、同社が工場敷地に堆積保管していた副産消石灰を敷地内の7つのブロックに埋立処分し、覆土した地表面を緑化整備する内容となっている。詳細については、資料2「日本海水化工説明資料」をご覧ください。
- ・これまでの経過としては、平成22年3月に同社より実施計画書が提出され、5月に開催した審議会でこれに対する意見を伺い、2件の指摘事項をいただいた。その後、6月に施行を承認し、市と同社において開発協定を締結した。承認に際し、審議会からの指摘事項2件を含めた市の意見書を提出した。
- ・平成22年11月に工事着手となり、当初の予定では平成24年11月中に施行完了となる見込みであったが、冬期間の強風・豪雪など、悪天候の影響で予定どおりには工事が進まなかったため、所定の審査による2度の期間延長承認を経て、本年9月末に、表面排水など、付帯工事を含め全ての工事が完了し、10月2日付で完了届が提出された。
- ・本日の会議の流れを説明する。まず現地を視察いただき、そこで、同社の現地責任者から説明があるので、処分場の構造など不明な点があれば、質問していただきたい。その後、市役所に戻り、事務局で改めて完了の詳細を説明し、それぞれ専門の見地から意見をお聞かせいただきたいと考えている。
- ・なお、特に懸念される意見があった場合は、完了届の受理事務を進める中で、海水化

工側に必要な措置を講じるよう求めていく考えである。

(現地視察終了後議事へ)

○現地視察後詳細説明（事務局）

- ・資料3「日本海水化工(株) 産業廃棄物最終処分場の施行完了」をご覧ください。
- ・平成22年6月に、開発行為の承認後、市と日本海水化工との間で締結した「開発協定」では、工事を完了した際の速やかな工事完了届の提出と、工事の適正な履行を確認するための検査の実施が定められている。そのため、事務局では、工事の適正な履行を確認するための検査として、
 - ① 開発施行承認の際の意見書の内容が履行されているか、
 - ② 関係法令に定められた完了手続が遺漏なく行われているか、
 - ③ 現地の目視及びその他参考資料等から完了の状態に支障がないか、の3つの項目を確認することとし、全てにおいて支障がない状態をもって、適正な履行と判断し、完了届の受理を決定する考えである。
- ・各項目の説明をする。まず、「① 意見書の内容が履行されているか」について、戻って資料1を参照願いたい。資料の右側に掲載されているのが、施行承認の際に市が日本海水化工に提出した意見書の全文であり、そのうち網掛け部分が審議会の意見である。当時、審議会が指摘した事項の対応状況を説明する。
- ・1つ目の意見、緑化の際の種子については、芝の中でも他の場所へ侵入しにくく、また、芝自体の生育によって他の外来型雑草の繁殖を防ぐ効果が望めるとして「ティフブレア」という種類が選定され、種子の吹き付けが行われた。
- ・2つ目の意見、開発敷地内に自生していた希少植物「ノウルシ」の保全については、工事着手前に上越環境科学センターと協議した保全計画に基づき、種子の採取・保管が行われ、平成24年に移植場所に撒いた種子が発芽して以降、毎年春には順調に開花している状況である。この詳細については、資料3の別紙1を参照していただきたい。
- ・その他、市の関係各課から提出された意見に対しては、それぞれ必要な対応遺漏なく行われており、「①」については支障がない状態であると考える。
- ・次に、「② 関係法令に定められた完了手続が遺漏なく行われているか」について、資料3の別紙2をご覧ください。この開発行為において該当する関係法令に定められた完了手続きは1件で、廃掃法に基づく「産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了

届」である。この届出書は付帯工事を除く埋立工事自体が終了したタイミングで県の環境センターに提出されており、「②」についても支障はないと考える。

- ・なお、施設は今後この「廃掃法」に基づく管理型最終処分場として維持管理が行われるものであり、その作業項目及びスケジュールについては資料3の別紙3のとおりである。
- ・最後に、「現地の目視及びその他参考資料等から完了の状態に支障がないか」についてである。これについて、先に事務局で現地確認と完了届に添付された資料の確認を行った中では、特に完了の状態に支障はないものと考えているが、審議会の意見も判断の参考にさせていただき、特に懸念される事項があれば、完了届の受理事務を進める中で、海水化工側に必要な措置を講じるよう求めていきたいと考えている。
- ・先ほどの現地視察とこれまでの説明で、それぞれ専門の見地から何か指摘事項があれば、この場においてお聞かせいただきたい。

○議 事

(1)日本海水化工(株)産業廃棄物最終処分場の施行完了について

(中出会長)： ここ数年ずっと議論してきた日本海水化工について、本日、ようやく竣工した現場を見ていただいた。事務局からの説明も合わせ、それぞれご専門分野の見地から日本海水化工(株)産業廃棄物最終処分場設置の施行完了について何か指摘事項がありましたら発言願いたい。

「②関係法令に定められた完了手続が遺漏なく行われているか」については手続きであるので、事務局でチェックしていただいた。これは逆に委員にはなかなか分かりにくい所と思う。

「①開発施行承認の際の意見書の内容が履行されているか」については、特に審議会から2点の指摘を行ったが、昨年の見学の時にもノウルシは一応順調に移植されている事、それから法面と埋立地表面の種子の吹き付けについては、種類については若干意見があったが、一応、当初計画書で出されていたティフブレアが使用されており、特に問題もなく順調である事の確認はできたと思う。

「③現地の目視及びその他参考資料等から完了の状態に支障がないか」について、現地を見ていただいた結果や資料を含めて何かあれば承りたい。

(古澤委員) ティフブレアの中に雑草等が生えていたようで、バスの中からで種類がはっきり判らなかつたが、メリケンカルガヤやなどの輸入種の類のようで、草刈りの時には抜き取られることと思う。

ただ、海側法面のティフブレアの所に、本来周辺の植生に沿った植物が生育してきた場合、それまでを取ってしまわず、できれば育てるような対応を要望したい。ティフブレアがどれ程強いものか、私もよく分からないが、そうすることで次第にあの場所本来の植生に戻っていくのではないか。

(中出会長) 当初要求した以上の事になるので、なかなか言いにくい所がある。要望として配慮をお願いする事は出来ると思うが、「しなければならぬ」ということは、当初の意見書の段階で言っていない。要望に留まるがそれでよろしいか。

(古澤委員) そういうことであれば、仕方ないことと思う。

(石山委員) 今の古澤委員の話で、管理の方法にもよるとは思うが、ティフブレアにもやはり雑草は入ってくるので、このままずっとティフブレア以外を駆除していくのも大変かと思う。

ティフブレアだけ残して管理して行くというのは、自分の経験からも至難の業になると思う。従って自然形態に戻す方がコストの面等々から鑑みると、個人的にはよいのではと思った。ひとつの実例、経験から発言させていただいた。

また、ティフブレアは水がある方向に向かって伸び、所によっては1・2mも水を探しながら伸びる場合もある。現場には用排水路はないようなので、そのような状態にはならないとは思うが。

(中出会長) 開発施行前に議論した時、ティフブレアは外来種雑草の繁茂を防ぐ効果が期待でき、多少雑草が生えても抜き取れるということはこの審議会でも確認し了承している。その時に雑草が繁茂しないように管理することとしている前提がある。

外来種の雑草と、在来種として望ましい植物というのが、私は専門家でないので分からないが、同様に海水化工もその辺のノウハウを持っていないかもしれない。先ほども言ったが、当初約束した以上の事となると要望だけは出来るが、「こうしないと駄目」とは言いにくい。

(石山委員) 先ほどの話はティフブレアを選定したこと自体に対する意見というわけではない。ただ、基本的には管理が大変と思われる。あの膨大な土地をティフブレアだけで管理していくというのは、かなりコストや負担もかかるのではないかとということを実例から申し上げたものである。

(古澤委員) 海水化工でも植生について少し学習していただき、できれば世の中で随分言われているように、生物多様性を大切に的方向に持っていければいいと思っている。

(中出会長) あの土地全体については、開発施行前に視察に行った委員はよくお分かりと思うが、当初、白いもの（消石灰）が、町内施設や保育園にも面した場所で、ずっとそのまま風雨にさらされている光景があったが、今見ると大変きれいになった。

本日の審議会では、完了届について①～③の観点で支障がないという事で、適正な履行がなされたと判断し、海水化工には審議会での意見として、ティフブレアの管理について、在来種等があった場合は配慮してほしいという事を伝達するという事でよろしいか。事務局も対応可能か。

(事務局) 可能である。本日の審議会に出た意見として、整理して海水化工に何らかの形で伝える。

(中出会長) では、今ほど出た意見は何らかの形で海水化工に伝えるという事で、あとは事務局に滞りなく完了届の受理事務を進めてもらうという事でよろしいか。

(異議等なし)

(2)報告等

(事務局)： 資料4「大規模開発行為の適正化に関する条例適用案件一覧」、資料5「上越市大規模開発行為位置図」をご覧いただきたい。

上越市大規模開発行為の適正化に関する条例においては、平成17年9月30日の施行以来、8件の開発行為を審査し、開発協定を締結した。

日本海水化工の施行が終了したことにより、施行中の案件は協定4の(株)越後商事による吉川区赤沢地内の土採取と、協定6の(有)上島商

会による三和区島倉地内の土採取の2件となった。

2件はいずれも今年度で施行終了の予定であったが、県の土採取条例に基づく採取計画の更新を予定しているとして、平成28年度まで施行期間を延長する届出があったため、所定の審査を経てこれを了承、県条例に基づく採取計画も予定どおり更新され、引き続き土採取が行われている状況である。

今後も施行の状況を確認しながら、必要に応じ関係各署との連絡調整を図っていく。

平成24年2月締結 協定8の上越建設工業(株)以降、現在に至るまで、新たに条例適用となる案件はない状況である。ただし、国土利用計画法で義務付けられている大規模な土地取引を行った際の届出において、市内の届出事案数が昨年に比べ増加傾向にあり、昨年は1月から12月の1年間で11事案のところ、今年は1月から現在の10月までの間に既に25事案の届出があった。

現在のところ、条例適用となる開発行為に結びつく届出はないが、今後も土地取引が活発な状態が続けば、それだけ条例の協議対象となる開発案件が発生する可能性も高くなることから、一層、市内の土地取引や開発に関連する動向を注視し、条例の運用にあたっていきたい。

なお、新たな条例適用案件が出た場合、審議会に諮問するかどうかは引き続き 資料6「大規模開発行為審議会に諮る事案」の例示を目安にして判断していきたいと考えているが、審議会に諮らない案件においても、審査の過程で専門的見地からの助言が必要と思われる個別の事項があった場合は、該当分野の委員の方に資料を提示し、ご意見を伺いたいと考えているので、その際は協力をお願いしたい。

(中出会長)

ただ今の説明について質問等あれば発言いただきたい。

国土利用計画法における届け出というのは、一定面積以上の土地売買について届け出が必要であるという事である。

全てが大規模開発審議会にかかる訳ではないが、10,000 m²以上の届け出が、昨年の1.5倍となっているという事は、景気が少し上向きになってきているということの一つの表れとも思う。その一部が大規模開発行為に引っかかってくる可能性もあり、今年度、来年度あたり、

例えば宅地の造成とか廃棄物処理場の建設として、出てくる可能性がないわけではないと理解してほしい。

(事務局) 25事案のほとんどは、市街化区域内での取引となっている。市街化区域内の開発行為は、ほぼ都市計画法上の第29条の開発審査が行われるという事で特に心配はないが、注意しなければならないのは都市計画区域外や区域内でも29条の審査にかからない部分である。

そのようなものにつながる可能性のある届出で、今のところ開発行為の動きは見られないが、今後も注視していく必要はある。

(中出会長) ほかに発言はないか。

大規模開発事案が発生した場合、主要案件ではない、軽微なものについては、審議会で議論しない場合もあるが、関連する専門分野の委員の方にご意見を伺うという事もあるということなので、その際には、専門委員の方は対応をよろしくお願いしたい。

では、以上で議事を終了する。

8 問合せ先

企画政策部企画政策課 TEL : 025-526-5111 (内線 1853)

E-mail : kikaku@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。